

議題2 小松島市デマンド型乗合交通実証運行業務委託 仕様書（案）について

本仕様書は、小松島市和田島地区、間新田地区等の一部におけるデマンド型乗合交通実証運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

小松島市では、小松島市に住む人や訪れる人が安心して安全に利用できる移動手段として公共交通を認識し、地域特性を考慮した交通手段や路線を確保するとともに、将来に渡って持続可能な交通体系としての公共交通を目指していくために「小松島市地域公共交通計画」を令和5年3月に策定した。

地域公共交通計画においては、バス交通の利用実態を踏まえた上で、協定路線と幹線路線の一体的な運用を図り、すみ分けを行うことで効率的かつ効果的なものとするとともに、公共交通空白地帯に配慮した新たな交通モードを支援システムとして導入することを施策として掲げている。本業務は、デマンド型の交通サービスを小松島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実証的に実施し、公共交通空白地域の解消だけでなく、真に公共交通を必要とするターゲットの把握やデマンド型の有用性の有無についての検証するため、小松島市デマンド型乗合交通の運行業務を委託するものである。

2. 委託事業名

- ・小松島市デマンド型乗合交通運行業務委託

3. 業務実施主体

(1) 運営主体

- ・小松島市地域公共交通活性化協議会

(2) 運行事業者（受注者）

- ・一般乗用旅客自動車運送事業者

4. 事業形態

- ・本協議会と受注者として選定された運行事業者で、業務委託契約を締結し、道路運送法21条による許可を受けて実証運行を行う。

5. 委託期間

- ・契約締結日から令和6年3月31日（日）

※実証運行を延長する必要がある場合、特段の問題がなければ優先的に令和6年度中の運行業務についても交渉する。

6. 委託金額

- ・見積合わせにより、決定する。

※実証運行開始後に、実証運行期間中の利用者が負担した利用金額の総額と契約金額を精算した額を、支払うものとする。

※委託料の支払いは、業務完了後の一括払いとする。

7. 委託業務の範囲

- ・デマンド型乗合交通の利用予約に関すること。
- ・デマンド型乗合交通の運行に関すること。
- ・デマンド型乗合交通の利用料金の徴収に関すること。
- ・デマンド型乗合交通の運行管理、整備管理及び運転者に関すること。
- ・利用者の意見を取り入れるため、降車時において、利用者に協議会が作成したアンケート調査票を渡すこと。

8. 業務に必要とされる要件

- ・運行業務、運行管理業務及び整備管理業務等を行える設備や体制が整っていること。
- ・以下にある運行区域において、令和6年1月9日から業務遂行に関し必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること又は有することが確実なこと。

9. 運行内容

(1) 実証運行の期間

- ・令和6年1月9日（火）～令和6年3月29日（金）

(2) 運行日

- ・平日運行（土、日、祝休日は除く）

(3) 利用時間

- ・10時～15時（運行時刻は10時、11時、13時、14時とする）

※利用する前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の9時～17時の間に予約が必要。

(4) 運行エリア

- ・小松島市和田島町から阿波赤石駅までの範囲

(5) 運行の態様

- ・区域運行（基本的なルート・ダイヤを固定するが、予約がない場合は路線外を通過してショートカットする）

(6) 運行便数

- ・2便/日（往路・復路合わせて1便とし、往路(和田島町～阿波赤石駅方面)は10時発と13時発、復路(阿波赤石駅～和田島町方面)は

11時発と14時発とする)

(7) 運行ルート

- ・小松島市和田島町から阿波赤石駅までの所定の乗降場所
- ・乗降場所及びルートについては別紙のとおりとし、オレンジ色のルートが基本ルートとなる（ピンク色はバス路線のルートを参考に記載している）。

(8) 利用料金

- ・大人（中学生以上）200円 小人（小学生以下）100円
- ・老人等バス無料優待証を持参している方については、実証運行中は100円
- ・運賃収受は現金とする。

(9) 利用対象者

- ・実証運行においては利用対象者を設けない

(10) 利用登録

- ・実証運行においては利用登録を設けない

(11) 利用制限

次の方は利用出来ないように制限を設ける。

- ・一人で乗降が出来ない方
- ・ペットとの同伴の方
※盲導犬などの補助犬については同乗可
- ・車内での禁煙が我慢できない方
- ・手荷物が膝の上に載らない大きな荷物を持っている方
- ・泥酔、酩酊状態の方
- ・無断キャンセルを過去にしたことのある方
- ・小学生未満の方（保護者同伴を除く）
- ・その他、安全運行の妨げや同乗者の迷惑となる方

(12) 運行車両

- ・運行事業者が所有するジャンボタクシー1台（7人以上が乗車）とする。
- ・実証実験の車両と分かるように、協議会の用意するマグネットシートを車両に表示する（運行事業者に協議会が必要枚数を貸与する）。
- ・車両、運転手、オペレーター、システム、燃料費は運行事業者が用意、負担すること。
- ・運転手は、乗降前にアルコール点検を行うこと。

(13) 予約方法

- ・実証運行中は受託業者により、前日予約（前日が土日祝の場合は前営業日）の電話受付（9時～17時）のみとする。
※利用予定者が予約した時間に乗降場所にいない場合、5分経過した場合はキャンセル扱いとする。

(14) 緊急又は災害時の対応

- ・緊急又は災害時（異常気象など含む）の運行については、運行事業者は、その都度、事務局と協議して決定する。ただし、緊急もしくは運行中の不測の事態に遭遇した場合は、運行事業者の判断において対応し、事態収拾後、速やかに協議会に報告する。なお、これらの理由により運休せざるを得ない場合の広報は、協議会と運行事業者が協力して行う。

(15) 苦情処理の報告

- ・利用者からの苦情等には誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情処理日報（様式自由）を作成提出すること。

(16) 事故報告など

- ・運行事業者は、事故等緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに小松島市（小松島市地域公共交通活性化協議会事務局）に報告するとともに事故報告書（様式自由）を作成提出すること。
- ・本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、運行事業者の責任及び負担において一切処理すること。

(17) 運行車両待機場所

- ・運行事業者が独自に確保すること。ただし、運行時間中は、小松島市市立体育館の駐車場を可とする。
（使用する場合は、市立体育館からの条件を尊種すること。）

(18) 運行記録等の報告

- ・運行事業者は、毎月原則5日までに運行に関する報告書（利用者数、運賃収入、利用時間帯、乗降地点の具体的な把握、走行距離等の運行記録に関する日報（任意様式））を作成し提出すること。

10. 個人情報の取扱い

業務で知り得た個人情報については、個人情報保護法に基づき、本業務委託の目的以外には一切使用しないこと。

11. 再委託の禁止

第三者に対し、委託業務の一部又は全部の実施を委託してはならない。

12. その他

- (1) 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者・整備管理者名簿、車両情報、事故及び苦情などの処理体制を示した書類を協議会に提出すること。
- (2) 本仕様書に定めなき事項又は疑義を生じた事項については、協議会と運行事業者の協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとする。